

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない

ない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第6条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

第8条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別紙「R4企工 阿南工業用水道 管路強靱化計画策定業務 特記仕様書」による。

R 4 企工 阿南工業用水道 管路強靱化計画策定業務 特記仕様書

(業務目的)

第1条 本業務は、長期的視点で工業用水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、管路施設の修繕・改築計画を策定し、施設全体を対象とした施設管理を強靱化することを目的とする。

(業務内容)

第2条 業務内容は以下のとおりとする。

1 施設情報の収集・整理

管路施設のリスク評価、修繕、改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理等を行う。

- (1) 施設情報収集・整理
- (2) 施設情報の電子データ化

データ化する施設情報については別紙「施設情報一覧」のとおり。

「1 施設情報の収集・整理」の特記事項については、「下水道用設計標準歩掛表 令和4年度 第3巻 設計委託 [VII] スtockマネジメント実施方針策定業務 業務委託標準仕様書」による。

2 リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築の優先順位等を設定するために、リスクの評価を行う。

- (1) リスクの特定
- (2) 被害規模の検討
- (3) 発生確率の検討
- (4) リスクの評価

「2 リスクの評価」の特記事項については、「下水道用設計標準歩掛表 令和4年度 第3巻 設計委託 [VII] スtockマネジメント実施方針策定業務 業務委託標準仕様書」による。

3 管路更新計画

管路施設の点検・調査及び修繕・改築に関して、50～100年程度の長期的な視点に立って管路更新事業シナリオとして、工法検討及びLCC改善額の実施時期及び概算費用を取りまとめる。

- (1) 管理方法の選定
- (2) 改築条件の設定
- (3) 最適な改築シナリオの選定
- (4) 長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ

「3 管路更新計画」の特記事項については、「下水道用設計標準歩掛表 令和4年度 第3巻 設計委託 [VII] スtockマネジメント実施方針策定業務 業務委託標準仕様書」による。

4 管路強靱化計画

阿南工業用水道の全体の強靱化計画を策定する。また、近年頻発する地震や台風などの自然災害に対する危機管理として供給体制の強靱化を進める。さらには、平時の供給についても検討を行うものとする。

- (1) 幹線ルート of 検討
- (2) 設計計画
- (3) 各種計算
- (4) 設計図作成
- (5) 関連管理者との協議図書作成 (道路管理者)
- (6) 照査

施設情報一覽

●阿南工業用水工事資料(昭和43年～令和2年)

- ・配水本管
- ・幸野配水支管
- ・大瀨配水支管
- ・小勝配水支管
- ・辰巳配水支管

●管路調査業務成果品

- ・阿南工業用水道耐震診断調査業務 (H17)
- ・阿南工業用水道配水管調査業務 (H22)
- ・工業用水道管路診断・更新策定業務 (H24)
- ・阿南工業用水道管路調査業務 (H24)
- ・阿南工業用水道 P C 管路調査業務 (H26)
- ・工業用水道管路診断・更新策定業務 (H28)
- ・阿南工業用水道管路調査業務 (H30)